

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

- 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(県例規集登載)

人事課

【告示】

- 指定居宅サービス事業者の指定
- 指定居宅サービスの事業の廃止

指導監査室

【公告】

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

県民生活交通課

- 落札者等の決定

農政企画課

- 種畜証明書の書換交付
- 道路の指定

畜産課
建築指導課

- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

〃

- 〃

〃

- 一般競争入札の実施
- 落札者等の決定

警察本部会計課

【内水面漁場管理委員会】

- 第二百三十四回岡山県内水面漁場管理委員会の開催

内水面漁場管理委員会

目次

担当課（室）

◎岡山県規則第五十二号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十二年岡山県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

第六条の三第一号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第八条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第十条第二項中「行なつた者に、すみやかに」を「行つた者に、速やかに」に改める。

第十一条第二項中「すでに」を「既に」に改める。

第十二条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十五条第一項第四号ハ中「又は条例第十二条第一項第四号」を「又は同号」に改め、同条第三項中「届出」を「規定による届出」に改める。

第二十条第三項中「つど」を「都度」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第二十二条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第二十二条の二第一項第五号中「第一条」を「第一条第一項」に改める。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（平成三十一年四月一日の前日までの間に支給すべき事由が生じた補償及び福祉事業の特例）

第二十三条の二 平成三十一年四月一日の前日までの間に支給すべき事由が生じた補償及び福祉事業（以下この項において「補償等」という。）のうち、同月一日前に算定された補償基礎額を基礎として支払われた補償等の額（年金たる補償並びに第十六条第十四号の傷病特別給付金、同条第十五号の障害特別給付金及び同条第十六号の遺族特別給付金であつて年金として支給されるもの（以下この項において「年金たる補償等」という。）にあつては、条例第十六条において例によることとされる法第四十条第三項に規定する支払期月（同項ただし書に規定する場合にあつては、同項ただし書

の規定により支払うものとされる月。以下この項において「支払期月」という。）にそれぞれ支払われた額の合計額）は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）及び第三号に掲げる額を第二号に掲げる額に加えた額とする。

一 平成三十一年四月一日以後に算定された補償基礎額を基礎として支払われる額（年金たる補償等にあつては、支払期月にそれぞれ支払われる額の合計額）

二 平成三十一年四月一日前に算定された補償基礎額を基礎として支払われた額（年金たる補償等にあつては、支払期月にそれぞれ支払われた額の合計額）

三 次のイ又はロに掲げる補償等の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 年金たる補償等 第一号の支払期月にそれぞれ支払われる額から前号の支払期月にそれぞれ支払われた額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に、当該年金たる補償等の支給の対象とされた月を基準として知事が定める率を乗じて得た額の合計額

ロ 年金たる補償等以外の補償等 第一号に掲げる額から前号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に、同号に掲げる額が支給された日を基準として知事が定める率を乗じて得た額

2 前項に定めるもののほか、同項の補償等の額の支給の実施のために必要な事項は、実施機関が定める。

附則第五項中「附則第二条の三」を「附則第二条の三第一項」に、「次項」を「同項」に改める。

附則第六項各号中「附則第二条の三」を「附則第二条の三第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

令和元年10月4日 岡山県公報 第12132号

◎岡山県告示第四百四十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和元年十月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ケアステーション パートナー

2 所在地

岡山県総社市中央四丁目一二番一〇二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

i s ・ H u n t 株式会社

2 所在地

岡山県倉敷市西坂一三七四番二

三 指定年月日

令和元年十月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇一四〇三

五 サービスの種類

訪問介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ニチイケアセンター井原

2 所在地

岡山県井原市井原町一二六一番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ニチイ学館

令和元年10月4日 岡山県公報 第12132号

2 所在地

東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地

三 指定年月日

令和元年十月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇七〇〇九〇二

五 サービスの種類

訪問介護

令和元年10月4日 岡山県公報 第12132号

◎岡山県告示第四百四十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和元年十月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ケアステーション パートナー

2 所在地

岡山県総社市中央四丁目一二番地一〇二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社旭

2 所在地

岡山県倉敷市西坂一三四二番地三九八

三 廃止の届出を受理した年月日

令和元年九月二十六日

四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇一三七九

五 サービスの種類

訪問介護

令和元年10月4日 岡山県公報 第12132号

〔三九三〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

令和元年十月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

令和元年九月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 color

三 代表者の氏名

川上 路代

四 主たる事務所の所在地

高梁市高倉町大瀬八長一六五六番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、障害のある方とそのご家族に対して、地域生活支援に関する事業を実施し、障害のある方と地域住民との交流を図り、障害のある方と地域住民とが共生するまちづくり、地域福祉、更には社会全体の利益に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

令和元年10月4日 岡山県公報 第12132号

〔三九四〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和元年十月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 落札物品等の名称及び数量

岡山県農林水産総合センターで使用する電気

使用予定電力量 一四、〇一九、〇〇〇キロワット時

二 納入期間

令和元年十月一日から令和四年九月三十日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県農林水産総合センター総務課

岡山県赤磐市神田沖一七四番一号

四 落札者を決定した日

令和元年九月五日

五 落札者の名称及び住所

株式会社イーセル

広島県広島市西区井口五丁目六番四号

六 落札金額

二〇二、〇三五、八五〇円（うち消費税額及び地方消費税の額一八、三六六、八九五円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和元年七月十二日

〔三九五〕家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、農林水産大臣から同法第四条第一項本文の種畜証明書を次のとおり書換交付した旨の通報を受けた。

令和元年十月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

種畜証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
10865886580	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県新見市哲多町田淵1626-1 有限会社哲多和牛牧場	三重県津市一身上津部田1504番地の224 アニマルジエネテックスジャパン（株）

令和元年10月4日 岡山県公報 第12132号

〔三九六〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。
 その関係図面については、岡山県備前県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和元年十月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 号	指 定 年 月 日	道 路	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
	岡山県指令備前局 建第三八八号 令和元年九月二十 五日	地方道路整備事業（社会資本整備） 主要地方道 岡山赤穂線	一一・二五 〽一六・二 八	一一四五・ 六〇二

令和元年10月4日 岡山県公報 第12132号

〔三九七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年十月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三須字水落一二二五―四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市南区福富中二丁目一―三三

竹内 磨弥

三 許可番号

岡山県指令建指第一三五号

令和元年10月4日 岡山県公報 第12132号

〔三九八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年十月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音上中島一八一―二―二

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市駅前一丁目九―三〇

株式会社アンサー

代表取締役 田中 利治

三 許可番号

岡山県指令建指第一六七号

令和元年10月4日 岡山県公報 第12132号

〔三九九〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和元年十月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

岡山県警察へリコプター12ヶ月特別点検, 整備及び修理

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及び岡山県警察へリコプター12ヶ月特別点検, 整備及び修理仕様書(以下「入札説明書等」という。)による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和2年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては, 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは, その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので, 入札者は, 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず, 見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和元年度に県が発注する役務の提供の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格(平成31年岡山県告示第31号(役務の提供の調達契約に係る競争入札の参加資格, 資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。)に定める資格をいう。)を得ている者で, 格付区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

令和元年10月4日 岡山県公報 第12132号

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 作業を行う工場がアグスタ式A109E型のレオナルド社認定整備工場であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226-7538（直通）

(2) 申請書の提出期限

令和元年11月18日（月） 午後4時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話（086）234-0110 内線2216

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和元年10月4日（金）から同年11月18日（月）まで（岡山県の休日を定める

条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ200グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

令和元年11月27日（水） 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

令和元年11月28日（木） 午前11時

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課分室（岡山県庁地下1階）

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、令和元年11月18日（月）午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Name and quantity of the service to be procured :

12th month special inspection and repair of Okayama Prefectural Police
helicopter

(2) Contract period :

From the date of contract through 31 March, 2020

(3) Fulfillment place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

4:00 P.M. 27 November, 2019

(5) Contract point for the notice :

Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,

Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext. 2216

令和元年10月4日 岡山県公報 第12132号

〔四〇〇〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和元年十月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 調達件名

岡山県警察WANシステム等で使用する電気通信役務提供業務

二 契約期間

令和元年九月二十六日から令和六年二月二十九日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部警務部情報管理課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

令和元年七月二十五日

五 落札者の名称及び住所

西日本電信電話株式会社

大阪府大阪市中央区馬場町三番一五号

六 落札金額

一月当たり二、一二〇、〇三〇円（うち消費税額及び地方消費税の額一九二、七三〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和元年六月四日

◎岡山県内水面漁場管理委員会公示第三号

岡山県内水面漁場管理委員会事務規程第五条第一項の規定により、第二百三十四回岡山県内水面漁場管理委員会を次のとおり開催する。

令和元年十月四日

岡山県内水面漁場管理委員会

会 長 加 藤 卓 夫

一 日時

令和元年十月二十五日（金）

午後一時から

二 場所

岡山市北区丸の内一丁目九番六号

児島湾漁村センター

TEL（〇八六）二二五―三八五四

三 議題

第一号議案 海面と内水面の境界について